

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則（昭和40年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第4項ただし書中「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第7条の表以外の部分中「申告書及び申請書」を「申請書及び証明書」に改め、同条の表申告書等の種類の項中「申告書等」を「申請書等」に改める。

第7号の4様式を次のように改める。

第7号の4様式（第7条関係）

原動機付自転車・小型特殊自動車

標識交付証明書

所有者	住所 (所在地)		
	氏名 (名称)		
使用者	住所 (所在地)		
	氏名 (名称)		
納税義務者区分			
標識番号			
種別			
定置場			
所有形態			
車名			
車台番号			
型式		型式認定番号	
総排気量又は 定格出力		原動機型式	
最高速度		最高出力	
長さ		幅	
納税義務 発生年月日		年式	
備考			

上記のとおり標識を交付したことを証明します。

年 月 日
世田谷区長名 印

第26号様式の(2)中「第463条の27」を「第460条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の2第4項ただし書の改正規定は、令和9年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第7号の4様式の規定に基づき作成され、交付されている原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書は、この規則による改正後の第7号の4様式の規定に基づき作成され、交付されている原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書とみなす。